伊豆の国市街頭防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　制定　令和５年３月31日告示第52号

第１　趣旨

　 自治会が主体となった防犯活動を支援するため、街頭防犯カメラを設置する自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆の国市補助金等交付規則（平成17年伊豆の国市規則第33号）及びこの要綱の定めるところによる。

第２　定義

　　この要綱において、「街頭防犯カメラ」とは、犯罪の防止を目的として、公共空間（道路、公園、広場、地下道等の不特定多数の者が自由に通行又は利用できる空間をいう｡)に向けて継続的に設置する映像撮影機器のうち、次に掲げる機能を有するものをいう。

　(1)　有効画素数が38万画素以上であること。

　(2)　常時録画し、かつ、録画した画像データを１週間以上保存できること。

　(3)　フレームレートが４フレーム／秒以上であること。

(4)　記録媒体が、電磁的記録その他これに準ずる方法によるものであること。

第３　補助対象者

　　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という｡)は、地方自治法　（昭和22年法律第67号）第260条の２第１項に規定する地縁による団体とする。

第４　補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という｡)は、補助対象者が自主的な防犯活動の

一環として、自らの町又は字の区域内において街頭防犯カメラを設置する事業で、市長が必要と認めるものとする。

第５　補助対象経費

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という｡)は、街頭防犯カメラを設置する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、街頭防犯カメラを移設する場合の経費については、補助の対象としない。

(1)　街頭防犯カメラの購入及び設置に要する経費

(2)　街頭防犯カメラを設置している旨を示す看板の製作及び設置に要する経費

２　補助対象となる街頭防犯カメラの台数は、毎年度一の補助対象者につき２台を限度とする。

第６　補助金の額

補助金の額は、補助対象経費に10分の９を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、街頭防犯カメラ１台（当該街頭防犯カメラを設置している旨を示す看板一式を含む｡)当たり30万円を限度とする。

第７　交付の申請

　(1)　提出書類各１部

　　ア　交付申請書（様式第１号）

　　イ　収支予算書（様式第２号）

　　ウ　街頭防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲を記載した図面

　　エ　補助対象経費に係る見積書又は契約書の写し

　　オ　街頭防犯カメラの機能が分かる図面、カタログ等の資料

　　カ　街頭防犯カメラを設置する敷地の所有者又は管理者が発行する設置許可証

等の写し

　　キ　街頭防犯カメラの管理運用に関する規程

　　ク　街頭防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者の名簿

　　ケ　街頭防犯カメラを設置している旨を示す看板の仕様が分かる資料

　　コ　総会議事録等地縁団体の合意形成がされている資料の写し

　　サ　その他市長が必要と認める書類

第８　交付の条件

　　次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

　(1)　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

　　ア　補助事業の内容の変更をしようとする場合

　　イ　補助対象費用の配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除

く｡)をしようとする場合

　　ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3)　補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4)　市長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(5)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6)　補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならないこと。

(7)　補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないこと。

(8)　第７(1)キの街頭防犯カメラの管理運用に関する規程が伊豆の国市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに則しており、かつ、街頭防犯カメラの運用において当該規程を遵守すること。

第９　変更の承認申請

　　交付決定の通知を受けた者は、補助対象事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、次に掲げる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更（事業費の20パーセント以下の変更をいう｡)については、この限りでない。

　(1)　変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）

　(2)　変更収支予算書（様式第２号）

(3)　その他市長が必要と認める書類

第10　実績報告

　(1)　提出書類各１部

　　ア　実績報告書（様式第４号）

　　イ　収支決算書（様式第２号）

　　ウ　補助対象経費に係る領収書の写し

　　エ　補助対象事業の実施内容が分かる写真

　　オ　その他市長が必要と認める書類

　(2)　提出期限

　　　事業完了の日から起算して14日を経過した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到着した日から起算して14日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の４月10日のいずれか早い日まで

第11　請求の手続

　(1)　提出書類１部

　　　請求書（様式第５号）

　(2)　提出期限

　　　補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第12　その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

様式第１号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

街頭防犯カメラ設置事業費補助金交付申請書

年　　月　　日

伊豆の国市長　宛

申請者　団体名

代表者　住　　所　伊豆の国市

　氏　　名

電話番号

　補助金の交付を受けたいので、伊豆の国市街頭防犯カメラ設置費補助金交付要綱第７の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 防犯カメラ１ | 防犯カメラ２ |
| 設置場所 |  |  |
| 設置時期 | 年　　月　　 | 年　　月　　 |
| 補助対象経費の額(a) | 円 | 円 |
| 経費内訳 | 防犯カメラ | 購入費 | 円 | 円 |
| 設置費 | 円 | 円 |
| 看　板 | 製作費 | 円 | 円 |
| 設置費 | 円 | 円 |
| (a)×９/10又は30万円のいずれか少ない額 | (b)　円 | (c)　　　　　　　　　円 |
| 交付申請額(b)＋(c) | 円 |

様式第２号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

１　収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 予算額（変更予算額）（決　算　額） | 備考 |
|  | 円 |  |
| 計 | 円 |  |

２　支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 予算額（変更予算額）（決　算　額） | 備考 |
|  | 円 |  |
| 計 | 円 |  |

※変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載してください。

様式第３号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

街頭防犯カメラ設置事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日

伊豆の国市長　宛

申請者　団体名

代表者　住　　所　伊豆の国市

氏　　名

電話番号

年　　月　　日付け　　　第　　号により交付の決定を受けた補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、伊豆の国市街頭防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第９の規定により、関係書類を添えて申請します。

１　変更（中止・廃止）の内容

２　変更（中止・廃止）の理由

様式第４号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

街頭防犯カメラ設置事業費補助金実績報告書

年　　月　　日

伊豆の国市長　宛

団体名

代表者　住　　所　伊豆の国市

　氏　　名

電話番号

年　　月　　日付け　　　第　　号により交付の決定を受けた事業が完了したので、伊豆の国市街頭防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第10の規定により、関係書類を添えて報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 防犯カメラ１ | 防犯カメラ２ |
| 設置完了日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
| 補助対象経費の額(a) | 円 | 円 |
| 経費内訳 | 防犯カメラ | 購入費 | 円 | 円 |
| 設置費 | 円 | 円 |
| 看板 | 製作費 | 円 | 円 |
| 設置費 | 円 | 円 |
| (a)×９/10又は30万円のいずれか少ない額 | (b)円 | (c)円 |
| (b)＋(c) | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助金交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

様式第５号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

請　　求　　書

金　　　　　　　　　　　円

　ただし、　　年　　月　　日付け　第　　　　号により補助金の交付の確定を受けた伊豆の国市街頭防犯カメラ設置事業費補助金として、以下のとおり請求します。

年　　月　　日

　　伊豆の国市長　宛

団体名

代表者　住　　所　伊豆の国市

　氏　　名

電話番号

≪振替先口座≫

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関 | 銀行・金庫・農協 | 預金種別 | 普通当座 |
| 支店 |
| 口座番号 |  |
| (フリガナ) |  |
| 口座名義 |  |